

「解雇は正当」とする中労委決定は許せない

奥野は闘い続けます！



組合員と共に晴海局前で抗議・団体交渉要求行動にたつ奥野さん

晴海郵便局で働いている皆さん、明けましておめでとうございませう。寒い中、本当にお疲れさまです。

私は2013（平成25）年3月末までこの局で働いていた奥野と申します。

「解雇は正当」の中労委命令を弾劾する

昨年11月14日（受取は20日）中央労働委員会は、晴海局による私・奥野への雇止め解雇を正当とする命令を出しました。本当に許せません。

私と郵政非正規ユニオン

は、「雇止め解雇をめぐる2回の団体交渉で晴海局の不当労働行為を認めたら」東京都労働委員会（2015年12月）を受けて、2016年1月よ



改憲反対の労働者集会に参加した奥野組合員（昨年12月17日、日比谷）

り中労委での闘いを行ってきました。同年12月に中労委での調査・審問を終えて命令を迎える状況でした。

それからおよそ一年間、中央労働委員会の命令を待ちました。しかし、なんと

そこで示されたのは長田総務部長・北澤郵便部長（当時）に非はない、会社側は雇止め解雇をめぐる再度の団体交渉をする必要もないというのです。都労委の決定を覆す命令が出されたのです。まさに中央労働委

員会のバックについているのは日本という一国家であり、その傘下である機関が「国に害を与えるような命令は下さない」と通告してきたのです。

交通災害で雇止め解雇者を出してはならぬ！

覚悟はしていましたがまさに労働委員会もあてにならないという現実が浮き彫りになりました。

私は、ここまで引き下がる道は考えていません。

労働委員会では、日本郵便側も「最高裁まで争う」と豪語しています。それに応戦するしか見えない壁をぶち壊すことは出来ないでしょう。雇止め解雇の撤回を求める闘いは長くなりましたが、私の心はまだ折れていませんのでこれから先も日本郵政を闘う意志があります。

そしてなによりも、私のように通勤災害で雇い止めにされる人が現れるのは目にみえています。そこで非正規だから雇止めにしたのは仕方ないと上司の退職勧奨をすんなりと受け入れる必要はありません。また一人で悩む必要もないのです！

私のような者（交通災害で雇止め解雇）が二度と現れないで欲しい。その為に私たち郵政非正規ユニオンは闘い続けます。